原材料名	添加物	名称
使用した原材料を、次の一及び二の区分により、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一　食用油脂にあっては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「大豆油」、「綿実油」、「牛脂」、「硬化油」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、大豆油等の動物油脂にあっては「食用植物油脂」と、牛脂等の動物油脂にあっては「食用動物油脂」と、硬化油等の食用精製加工油脂にあっては「食用精製加工油脂」と表示することができる。 二　食用油脂以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 イ　「粉乳」、「いちごジャム」、「食塩」、「カゼイン」、「からし」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、からしその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。 ロ　砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示するほか、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖液糖」と、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、「砂糖・高果糖ぶどう糖液糖」と表示する。ただし、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、「異性化液糖」と、「砂糖混合ぶどう糖液糖」及び「砂糖混合高果糖液糖」にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ハ　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、ロの規定にかかわらず「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、「砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」と、「砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」と、「砂糖・ぶどう糖液糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」と、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、「砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」と、「砂糖及び砂糖混合高果糖液糖」と、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。	次に定めるところにより表示する。 一　冷凍フライ類 「冷凍フライ類」、「冷凍魚フライ」、「冷凍えびフライ」、「冷凍いかフライ」、「冷凍かきフライ」、「冷凍コロッケ」、「冷凍カツレツ」等とその製品の最も一般的な名称をもって表示する。ただし、衣にパン粉、クラッカーはるさめ等をつけないものについては、「フライ」の文字に代えて、「天ぷら」、「唐揚げ」等とその調理方法による最も一般的な名称をもって表示する。 二　冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び冷凍春巻 冷凍しゅうまいにあっては「冷凍しゅうまい」と、冷凍ぎょうざにあっては「冷凍ぎょうざ」と、冷凍春巻にあっては「冷凍春巻」と表示する。 三　冷凍ハンバーグステーキ及び冷凍ミートボール 冷凍ハンバーグステーキにあっては「冷凍ハンバーグステーキ」又は「冷凍ハンバーグ」と、冷凍ミートボールにあっては「冷凍ミートボール」と表示する。ただし、魚肉、臓器及び可食部分並びに食用したんを使用したものにあっては、「冷凍ハンバーグステーキ」若しくは「冷凍ハンバーグ」又は「冷凍ミートボール」の文字の次に、括弧を付して、「牛肉」、「豚肉」等と使用した食肉の最も一般的な名称を表示する。 四　冷凍フィッシュハンバーグ及び冷凍フィッシュボール 冷凍フィッシュハンバーグにあっては「冷凍フィッシュハンバーグ」と、冷凍フィッシュボールにあっては「冷凍フィッシュボール」と表示する。ただし、食肉、臓器及び可食部分並びに肉様植たんを使用していないもので、原材料として一種類の魚肉のみを使用したものにあっては、「冷凍フィッシュハンバーグ」又は「冷凍フィッシュボール」の文字の次に、括弧を付して、「えび」、「かに」等と使用した魚肉の最も一般的な名称を表示する。 五　冷凍米飯類 「冷凍米飯類」、「冷凍チャーハン」、「冷凍焼きおにぎり」等とその製品の最も一般的な名称をもって表示する。 六　冷凍めん類 「冷凍めん類」、「冷凍うどん」、「冷凍スパゲッティ」等とその製品の最も一般的な名称をもって表示する。ただし、調味料での味付け、又はかやくを加えて調理したものにあっては、「冷凍めん類」等の文字の次に、括弧を付して、「調理済み」と表示する。 七　一から六までの規定による表示中「冷凍」の文字は省略することができる。	調理冷凍食品（冷凍フライ類、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ、冷凍春巻、冷凍ハンバーグ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュハンバーグ、冷凍フィッシュボール、冷凍米飯類及び冷凍めん類に限る。）

原材料名	添加物	名称
使用した原材料を、次の一から四までの区分により、原材料（ソースを加えたものにあっては、ソースを含む。）に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一から四までに定めるところにより表示する。 一　食用油脂以外の原材料は、次のイからハの区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれイからハまでに定めるところにより表示する。 イ　衣、皮又はめん以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 (1)　「えび」、「たら」、「牛肉」、「豚肉」、「豚肝臓」、「牛舌」、「ばれいしょ」、「小麦粉」、「でん粉」、「ゼラチン」、「脱脂粉乳」、「かまぼこ」、「とうもろこし」、「粒状植物性たん白」、「食塩」、「砂糖」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖類にあっては「砂糖類」又は「糖類」と、香辛料にあっては「香辛料」と表示することができる。 (2)　使用した食肉、魚肉、野菜又はつなぎが二種類以上の場合は、(1)の規定にかかわらず、「食肉」、「魚肉」、「野菜」又は「つなぎ」の文字の次に、括弧を付して、それぞれ「牛肉」、「豚肉」、「たら、かに」、「とうもろこし、グリンピース」又は「でん粉、パン粉」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 (3)　使用した肉様植たんが二種類以上の場合は、(1)の規定にかかわらず、「繊維状植物性たん白」又は「粒状植物性たん白」と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。		